

# 山梨県公報

号外第十二号

平成二十七年

三月十一日

水曜日

## 目次

### 規則

○山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………1

## 規則

### 山梨県規則第三号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十一日

山梨県知事 後藤 蔚

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式聴覚・平衡・音声・言語又はそしやへの機能障害の状況及び所見の様式中「こと」や「こと。」「し」「しない」や「しない。」「記載する)」「(5) 身体障害者記載する。)」「2 「平衡機能障害」の状況及び所見)や (注) 2級

手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無  
と診断する場合、記載すること。 び 「燕下機能」や「嚥下機能」び 「咬合異

」の状態及び所見  
常」や「咬合異常」び 「誤嚥」や「誤嚥」び 「(参考)」や「(参考)」び 「下顎」や「下顎」び 「軟口蓋」や「軟口蓋」び 「梨状窩の唾液貯溜」や「梨状窩の唾液貯溜」び 「燕下状態」や「嚥下状態」び 「(参考1)」や「(参考1)」び 「口腔内保持」や「口腔内保持」び 「口腔から咽頭」や「口腔から咽頭」び 「喉頭挙上と喉頭内腔」や「喉頭挙上と喉頭内腔」び 「(参考2)」や「(参考2)」び 「

咬合障害」や「咬合障害」び 「安静位咬合」や「安静位咬合」び 「口蓋裂」や「口蓋裂」び 「咬合関係」や「咬合関係」び 「仮性球麻痺」や「仮性球麻痺」び 「含む」や「含む。」び 「末梢神経障害」や「末梢神経障害」び 「顎関節」や「顎関節」び 「口腔」や「口腔」び 「口蓋」や「口蓋」び 「咽頭、喉頭」や「咽頭、喉頭」び 「又は」や「又は」び 「(2) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。」や (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)の提出を求めるものとする。 (3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。」に改める。

第二号様式肝臓の機能障害の状況及び所見の様式の次に次のように加える。  
(別紙) 歯科医師による診断書・意見書

氏名	年	月	日生	男・女
住所				
現症				
原因疾患名				
治療経過				
今後必要とする治療内容				
(1) 歯科矯正治療の要否				
(2) 口腔外科的手術の要否				
(3) 治療完了までの見込み	年	月	日	向後

現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

- ・ 該当する。
- ・ 該当しない。

年 月 日

病院又は診療所の名称

所在地

診療担当科名

科

歯科医署名

印

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第二号様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則による改正後の第二号様式の規定は、この規則の施行の日以後に身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付する同項の診断書及び同条第三項の意見書について適用し、同日前に同条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付した同項の診断書及び同条第三項の意見書については、なお従前の例による。